

船舶事故等調査報告書

平成21年5月28日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009広第22号	
事故等名	貨物船第三芸安丸乗揚	
発生年月日時刻	平成20年12月25日10時30分ごろ	
発生場所	広島県尾道市高根島灯台から真方位288° 1,800m (北緯34° 20.3'、東経133° 03.5')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年2月4日広島・地方事故調査官が海難報告書等を入手 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数	貨物船 第三芸安丸 199トン	
船舶番号	133483	
船舶所有者等	ニュー坂井海運株式会社	
船種・船名・総トン数		
船舶番号(IMO 番号)		
船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	船長 四級海技士(航海)	
負傷者	なし	
損傷	船底塗膜剥離	
事故等の経過	本船は、鋼材約652トンを積載し、広島県三原市の造船所沖で錨泊した。その後、平成20年12月25日10時30分ごろ、風と波浪にあおられ走錨して浅瀬に乗り揚げた。当時の風速は7.7m/sであった。 その後救援により離礁し、三原公共岸壁で潜水調査をしたが、異常はなかった。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、錨地の選定を適切に行わなかったため、走錨して浅瀬に乗り揚げた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が錨泊中、錨地の選定を適切に行わなかったため、走錨して浅瀬に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	